

社会福祉法人静岡県共同募金会 「赤い羽根共同募金」 災害ボランティア活動用資機材整備事業実施要領改正

社会福祉法人静岡県共同募金会災害ボランティア活動用資機材整備事業実施要領を次のように改正する。

改	正	前	改	正	後	理由																								
静岡県共同募金会「赤い羽根共同募金」災害ボランティア活動用資機材整備事業実施要領			静岡県共同募金会“赤い羽根”災害ボランティア活動用機器整備事業実施要領			・助成対象を明確にするために名称を「活動用機器整備事業」に変更する。 ・助成対象の説明は第4条に記載する。																								
(目的) 第1条 発災後直ちに被災地で要援護者を支援するボランティア活動に着手出来るよう、活動用資機材（備蓄食、飲料水除く。）及び助成対象の活動用資機材保管用の収納庫を整備するための購入費を助成する。			(目的) 第1条 発災後直ちに被災地で要援護者を支援するボランティア活動に着手出来るよう、活動用機器及び収納庫の整備費を助成する。																											
(助成対象団体) 第2条 静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会及び市町社会福祉協議会とする。			(助成対象団体) 第2条 静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会及び市町社会福祉協議会とする。																											
(助成基準) 第3条 助成基準は次のとおりとする。			(助成基準) 第3条 助成基準は次のとおりとする。			・助成率を明確にする。 ・助成対象を明記。																								
<table><tr><th>助成対象団体</th><th>区域</th><th>助成箇所数</th><th>助成額</th></tr><tr><td>静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会</td><td>広域</td><td>必要数</td><td>100万円以内</td></tr><tr><td>市町社会福祉協議会</td><td>行政区</td><td>1ヵ所</td><td>50万円以内</td></tr></table>			助成対象団体	区域	助成箇所数		助成額	静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会	広域	必要数	100万円以内	市町社会福祉協議会	行政区	1ヵ所	50万円以内	<table><tr><th>助成対象団体</th><th>区域</th><th>助成箇所数</th><th>助成額上限</th></tr><tr><td>静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会</td><td>広域</td><td>必要数</td><td>100万円</td></tr><tr><td>市町社会福祉協議会</td><td>行政区</td><td>1ヵ所</td><td>50万円</td></tr></table>			助成対象団体	区域	助成箇所数	助成額上限	静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会	広域	必要数	100万円	市町社会福祉協議会	行政区	1ヵ所	50万円
助成対象団体	区域	助成箇所数	助成額																											
静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会	広域	必要数	100万円以内																											
市町社会福祉協議会	行政区	1ヵ所	50万円以内																											
助成対象団体	区域	助成箇所数	助成額上限																											
静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会	広域	必要数	100万円																											
市町社会福祉協議会	行政区	1ヵ所	50万円																											
2 自己負担は必要としない。			2 助成率100%（助成額上限まで）とする。																											
3 助成対象団体からの申請は1年度につき1回までとし、令和4年度まで受け付ける。ただし、市町社会福祉協議会においては通算3回までとする。（政令市は行政区ごと）			3 助成対象団体からの申請は1年度につき1回までとし、令和4年度まで受け付ける。ただし、市町社会福祉協議会においては通算3回までとする。（政令市は行政区ごと）																											
(助成対象及び条件) 第4条 助成物件は助成対象団体の所有として管理すること。			(助成対象及び条件) 第4条 助成対象は、次のとおりとする。			・設置場所は無償提供の																								
2 収納庫設置の場合は、地域の社会福祉法人の社会貢献活			(1) 活動用機器（消耗品、備蓄食、飲料水は対象外。）																											
			(2) 収納庫（助成物件の活動用機器の保管を目的とするもの。）																											
			(3) (1)及び(2)で第7項に定める標示ができるもの																											
			2 助成物件は助成対象団体の所有として管理すること。																											
			3 収納庫を設置する場所は、地域の社会福祉法人に協力を																											

改 正 前	改 正 後	理 由
<u>動を呼びかけ、設置場所の提供等の協力を得たものを対象とする。</u> 3 <u>活動用資機材</u>の保管場所は上記2の収納庫とする。なお、市町社会福祉協議会においては収納庫のみの申請は受けつけない。 4 地域の災害時要援護者を支援することを目的として、自治会、民生委員、福祉施設、災害ボランティアコーディネーター（以下「協力者」という。）と災害ボランティアセンター立ち上げの訓練を年1回以上行うよう努めること。 5 使用に際しては、助成対象団体と協力者において、緊急時に共有して活用できるよう体制を整え、覚書を交わすこと。覚書には、赤い羽根共同募金による助成であることを明記すること。（整備完了後6か月以内に本会へ提出すること。） 6 助成物件には「<u>赤い羽根ステッカー</u>」を貼付して写真により報告すること。また、広報紙及びホームページに赤い羽根共同募金による助成で整備したことを明記すること。（申請の手続き） 第5条 助成対象団体は、本会助成要綱に記載の受付期間に「災害ボランティア<u>活動用資機材</u>助成申請書」（様式第1号）を本会会長に提出する。 （助成の審査及び助成金の決定） 第6条 会長は、前条の申請を受けた場合、配分委員会の承認を得て、理事会で、助成金額、助成方法を決定するものとする。	<u>呼びかけ、無償提供の協力を得た社会福祉施設敷地とする。</u> <u>ただし、国又は地方公共団体からの委託経営及び指定管理施設は対象外とする。</u> 4 <u>活動用機器</u>の保管場所は第1項第2号の収納庫とする。なお、市町社会福祉協議会においては収納庫のみの申請は受けつけない。 5 地域の災害時要援護者を支援することを目的として、自治会、民生委員、福祉施設、災害ボランティアコーディネーター（以下「協力者」という。）と災害ボランティアセンター立ち上げの訓練を年1回以上行うよう努めること。 6 使用に際しては、助成対象団体と協力者において、緊急時に共有して活用できるよう体制を整え、覚書を交わすこと。覚書には、赤い羽根共同募金による助成であることを明記すること。（整備完了後6か月以内に本会へ提出すること。） 7 助成物件には「<u>赤い羽根シール</u>」を貼付して写真により報告すること。また、広報紙及びホームページに赤い羽根共同募金による助成で整備したことを明記すること。（申請の手続き） 第5条 助成対象団体は、本会助成要綱に記載の受付期間に「災害ボランティア<u>活動用機器</u>助成申請書」（様式第1号）を本会会長に提出する。 （助成の審査及び助成金の決定） 第6条 会長は、前条の申請を受けた場合、配分委員会の承認を得て、理事会で、助成金額、助成方法を決定するものとする。 （略） <u>附 則</u> <u>この要領は令和3年4月1日から施行する。</u>	協力を得たものに限定する。 ・助成対象外の国及び地方公共団体に属する施設を除く。 ・シールの名称を訂正する。